

西 目 屋 村 地 域 計 画  
( 変 更 案 )

地域名：村市・藤川・居森平地区

(生田・稲葉・村元・瀬ノ上・寒沢・萩原)

西 目 屋 村 産 業 課

令和8年3月作成

## 地域計画

策定年月日	令和7年2月17日
更新年月日	令和8年3月16日 ( )
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	西目屋村 (02343)
地域名 (地域内農業集落名)	村市・藤川・居森平地区 ( 生田・稲葉・村元・瀬ノ上・寒沢・萩原 )

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	80.7 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	63.5 ha
② 田の面積	36.0 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	27.0 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	21.3 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	-3.8 ha
(参考)区域内における80才以上の農業者の農地面積の合計	24.3 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	16.5 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における80才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

## (2) 地域農業の現状及び課題

本地区は村の南部に位置し、山間に囲まれた地域となっている。農地は傾斜地が多く、ほ場整備が進んでいないため、小区画、不整形な農地で農業経営が行われている。また、担い手候補者が少ないため、耕作放棄地の増加が懸念される。

川原平、砂子瀬地区については集落が存在せず、農地も存在しない。

- ・担い手農家数が少なく、認定農業者は全員60代以上であることから、後継者となりうる若年農家の掘り起こしや育成が必要。
- ・農地に向かうための農道や作業道、排水溝等の整備が不十分なうえ、ほ場も傾斜地及び小規模で不整形な農地が多いため作業効率が悪い。
- ・農地の周辺は山林に囲まれているため鳥獣被害が絶えず、農家の生産意欲の低下が見られる。
- ・今後長期的に経営するには、効率の面から零細田を繋げる基盤整備が必要だが、補助制度の利用には耕作者の経営状況に依るところが大きい為、地域内で集積・集約について実施の是非を問う必要がある。
- ・リタイア者が戻ってきてすぐに営農できる環境を保つために、既存交付金制度等を活用した環境維持活動を継続する必要がある。一方で担い手の減少が確実であることから、好条件地のみを維持する方向で取り組む。

## (3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・水田においては農事組合法人にしめやへ中間管理事業等を活用し、引き続き農地の集積・集約を図る。
- ・畑地の利用に関しては、農事組合法人にしめやへの高収益作物の作付面積拡大や、野菜を作付けしている農家の中で作付面積拡大意向のある農家に対して貸付を促す。
- ・樹園地に関しては、園地の所在や品種、樹齢などによって、貸借につなげることが難しいため、現況果樹経営農家に対し引き受け意向の確認等を行うほか、中間管理事業を通じて新たな担い手の確保につなげる。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
村内農地の受け皿として営農している農事組合法人にしめやへの集積・集約化を目指しつつ、交付金・補助金制度を活用しながら適地適作を選別し、中長期的に安定した経営基盤体制を目指す。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	31.6 %	将来の目標とする集積率	90 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
現在の農事組合法人に対する集積体制を維持しつつ、粗放的な管理による経営維持も検討し、長期的に管理できる体制を目指す。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
担い手農家を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
地域全体の農地を段階的に農地バンクに貸し付けし、経営意向と営農状況を見ながら将来的に担い手への集約化を図る。担い手が病気やケガ等の事情で営農継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、別の経営体への貸付けがスムーズに行えるよう手続きと相互の相談体制を構築する。
(3) 基盤整備事業への取組
村市・村元地区水田地帯、村市・稲葉地区水田地帯において今後も田作利用を継続するには、圃場区画の整備・水路の更新等が必要となる事から、地域内で負担割合等を協議し、合意形成を目指す。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、村及びJAほか関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
地域内で農作業の効率化を図るため、水稻防除作業は西目屋村水稻防除協議会に継続して委託するとともに、転作作物は農事組合法人にしめやへの集約を進めながら遊休農地の発生防止を図る。

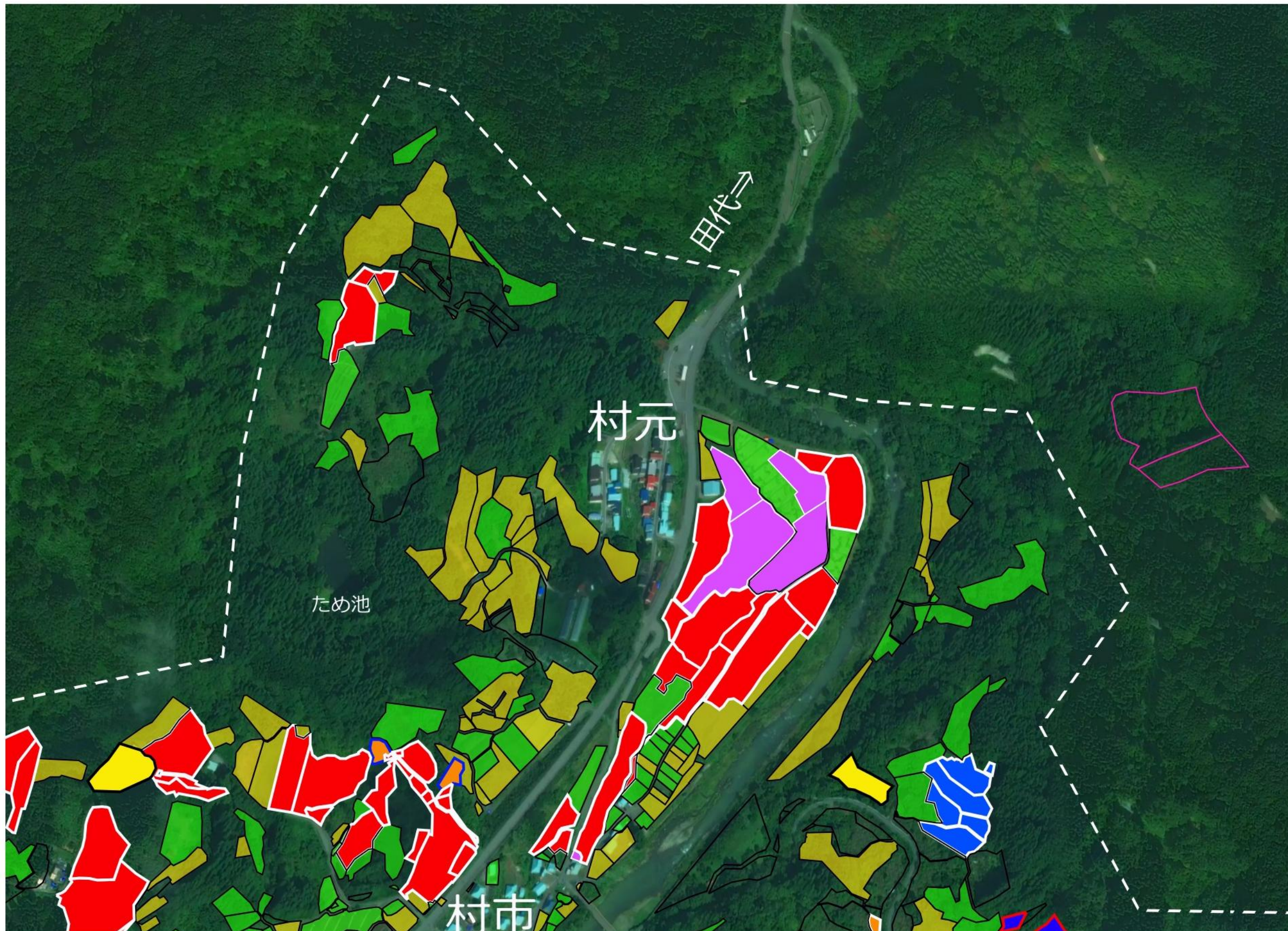
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ・後継者が不足すると見込まれる作業については農福連携も検討し、担い手不足や高齢化が進む地域に新たな働き手の確保を図る。
- ・鳥獣被害対策については農地が隣接した農家同士で連携し、村や関係機関と連携を取りながら被害防止に努める。
- ・りんごをはじめとする果樹栽培については、好条件地を残せるよう生産方式の合理化を図るとともに、改植事業等を積極的に活用し、高品質、単収向上を併せて図る。





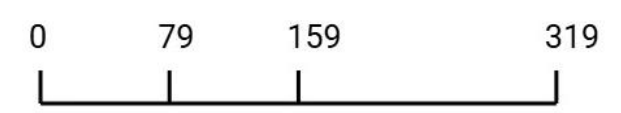
目標地図(素案)

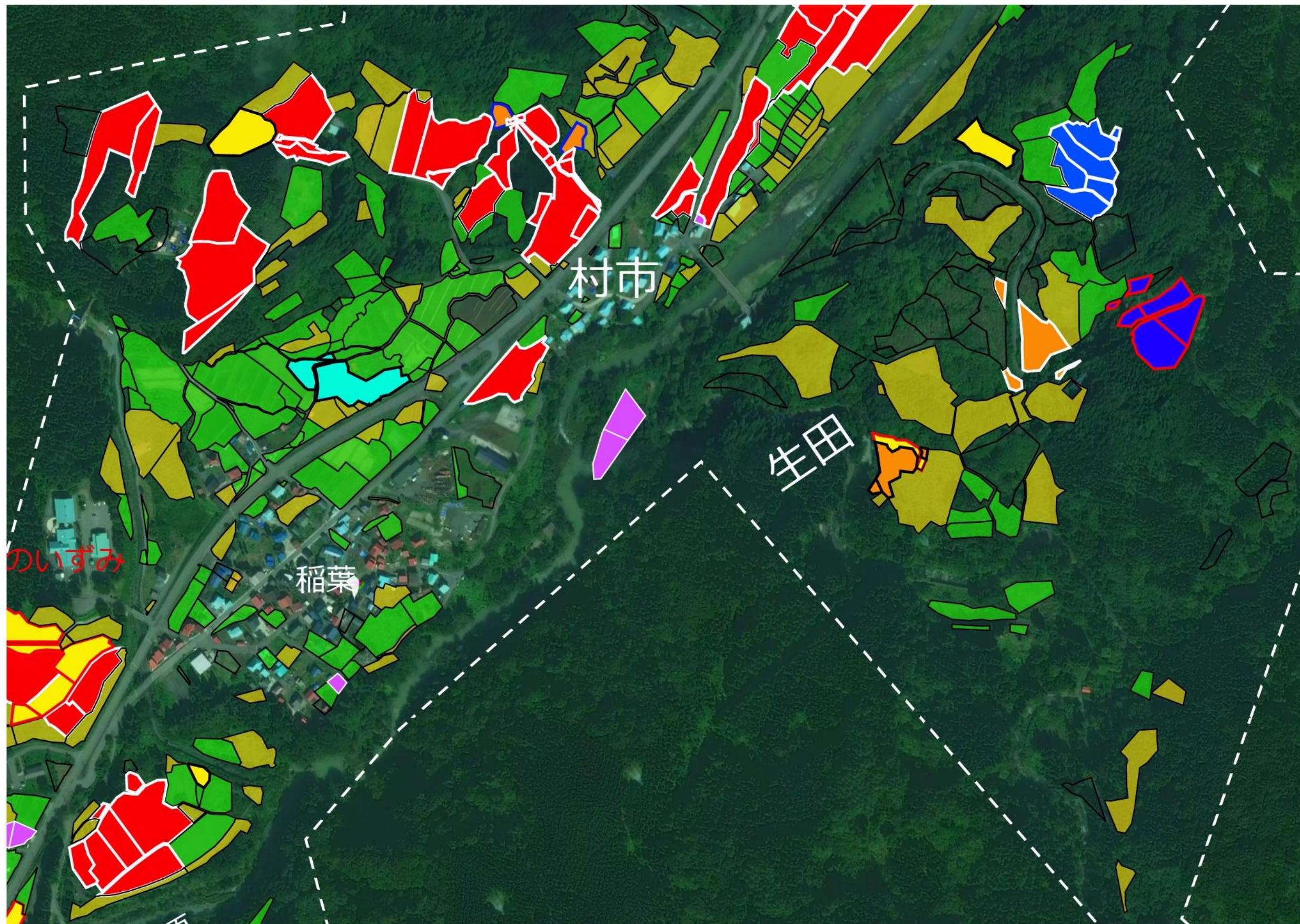
- 農業者A
- 農業者B
- 農業者C
- 農業者D
- 農業者E
- 農業者F
- 農業者G
- 農業者H
- 農業者I
- 農業者K
- 農業者L
- 農業者N
- 農業法人A

目標地図(現状)

- 維持・未回答
- 現状維持
- 設定無

1 : 3000





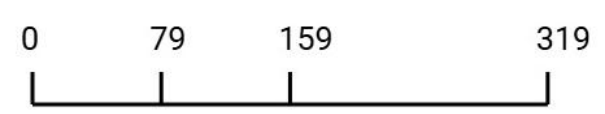
目標地図(素案)

- 農業者A
- 農業者B
- 農業者C
- 農業者D
- 農業者E
- 農業者F
- 農業者G
- 農業者H
- 農業者I
- 農業者K
- 農業者L
- 農業者N
- 農業法人A

目標地図(現状)

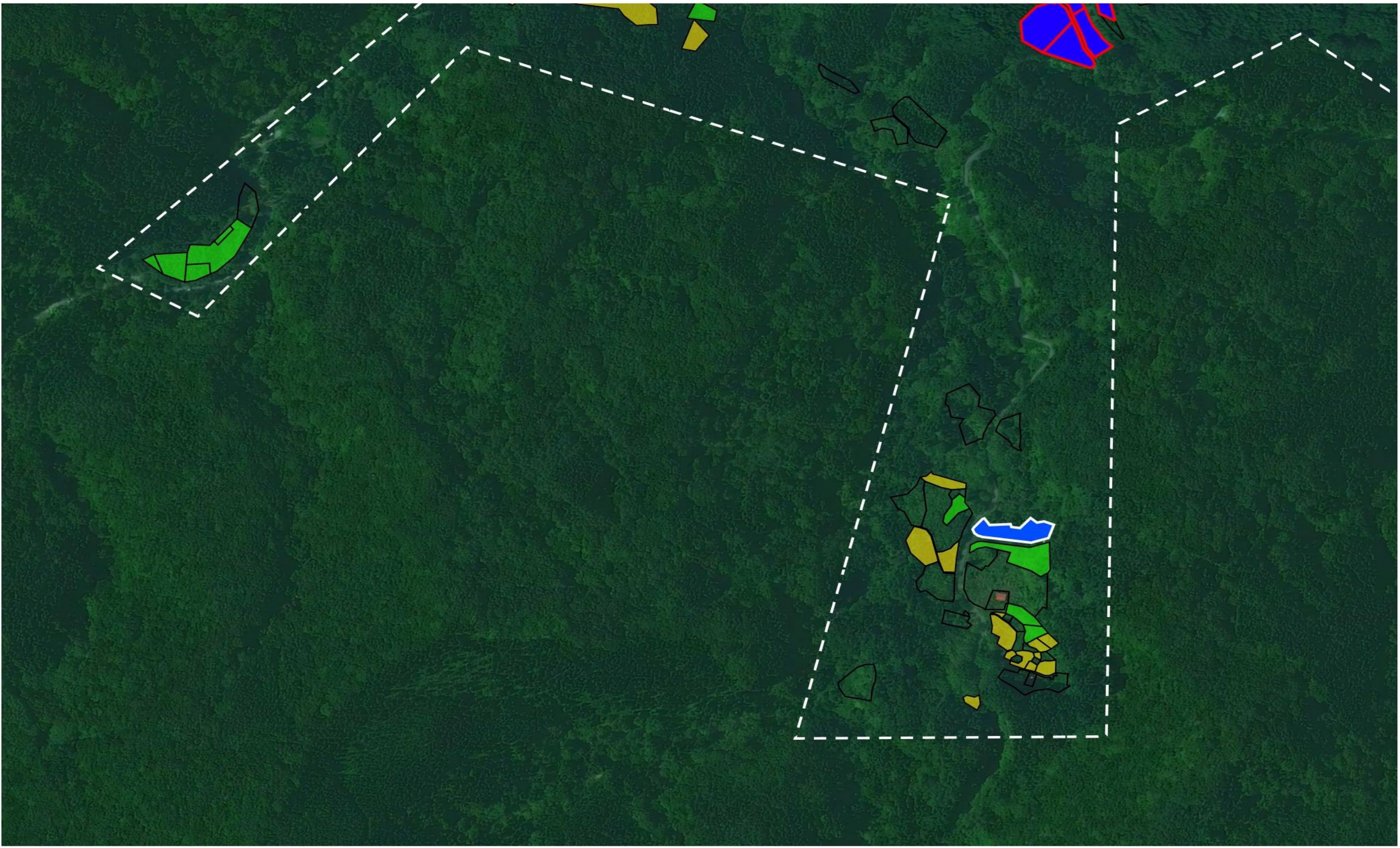
- 維持・未回答
- 現状維持
  - 設定無

1 : 3000





- 目錄地區(黃綠)
- 開發者A
  - 開發者B
  - 開發者C
  - 開發者D
  - 開發者E
  - 開發者F
  - 開發者G
  - 開發者H
  - 開發者I
  - 開發者K
  - 開發者L
  - 開發者N
  - 開發者法人A
- 維持+共同區 目錄地區(綠林)
- 預伏維持
  - 設定額



1 : 3000

